

令和7年6月25日

管内 各居宅介護支援事業所 代表者 様
管内 各小規模多機能型居宅介護事業所 代表者 様
管内 各地域包括支援センター 代表者 様
管内 各病院 病院長 様

一般社団法人館林市邑楽郡医師会
在宅医療介護連携相談センターたておう

館林邑楽地域における退院調整ルールの手引きの一部改正について（通知）

平素より、在宅医療介護連携相談センターたておうの活動にご協力いただき、感謝申し上げます。

さて、館林邑楽地域では、平成29年4月から「館林邑楽地域における退院調整ルール」の運用を開始しておりますが、この度、手引きを一部改正しましたのでお知らせします。

引き続き、ルール運用にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 改正内容及び添付文書

別添・館林邑楽地域における退院調整ルールの手引き 変更点のとおり

2 改正施行日

令和7年7月1日

3 添付書類

- (1) 別添・館林邑楽地域における退院調整ルールの手引き 変更点
- (2) 館林邑楽地域における退院調整ルールの手引き（令和7年7月改正）
- (3) 厚生労働省公表様式例 入院時情報提供書＜在宅版＞

※ 印刷用データ・様式等について、在宅医療介護連携相談センターたておうのホームページに掲載しましたので、御利用ください。

<https://tatebayashioura.gunma.med.or.jp/tateou/>

在宅医療介護連携相談センターたておう
コーディネーター 秋山 理絵
群馬県館林市苗木町2497-1
TEL:0276-55-0118 FAX:0276-73-0215
Mail:tateou-soudan@mail.gunma.med.or.jp